様式第一号（第３条第２号　第４条第２号及び第３号　第28条第１項第４号　第29条第２号及び第３号　第60条第３号　第61条第１号ト及び第２号ニ　第62条第１号ト及び第２号ニ　第66条第11号　第70条第５号　第80条第１項第９号　第118条第２項第12号　第121条第２項第12号　第134条第１項第４号関係）（平22農水経産令５・全改）

純資産額に関する調書

（単位：百万円）

貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額(A)	
貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額(B)	
負債の部から控除される金額(C)	
純資産額(D)＝(A)－(B)＋(C)	

（記載上の注意）

「負債の部から控除される金額」とは、第38条第１項第７号及び第８号に掲げるものの額の合計額を記載すること。